

建管第1090-5号  
平成31年 3月 1日

関係各団体の長 様

埼玉県県土整備部建設管理課長

「ICT活用工事（土工）試行要領」の改定及び「ICT活用工事（舗装工）試行要領」の策定について

標記について、下記のとおり参考送付します。

記

- 1 「ICT活用工事（土工）試行要領」の改定について
  - (1) 平成29年10月4日付け建管第615-5号を改定し、別添1のとおりとする。
  - (2) 主な改定内容  
起工測量、出来形管理における計測方法の追加等
- 2 「ICT活用工事（舗装工）試行要領」の策定について
  - (1) 別添5のとおり
  - (2) 主な内容  
原則として路盤工面積3,000m<sup>2</sup>以上の工事を対象に、発注者指定型又は受注者希望型としてICT活用工事（舗装工）を発注するために必要な事項を定めたもの。
- 3 適用年月日  
平成31年 4月 1日以降に起工する工事に適用する。
- 4 その他
  - (1) 工事発注にあたっては、発注方式により別添2、3、6又は7を参考に、特記仕様書を添付する。
  - (2) 入札公告には、発注方式により別添4又は8を参考に、ICT活用工事について記載する。
  - (3) ICT活用工事において準用する要領及び基準については、別途参考送付します。
  - (4) 試行要領は、建設管理課ホームページを参照してください。

<http://www.pref.saitama.lg.jp/a1002/doboku-gijutu-reikisyu.html>

担当：埼玉県県土整備部建設管理課  
【積算、電子納品以外に関する事】  
技術管理担当 高野、近藤、飯島  
電話：048-830-5201  
【積算、電子納品に関する事】  
土木積算・建設IT担当 吉茂田、篠原、川田  
電話：048-830-5199